

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月18日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長 平山 大輔

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 01

○開発札幌第8号

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 石狩川改修附帯工事の内 北村幹
線揚水機場機械設備製作据付工事（電子入札
対象案件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 北海道岩見沢市

(4) 工事内容 本工事は、北村幹線揚水機場の
揚水ポンプ設備の製作・据付を目的として工
事を行うものである。

1) 主ポンプ設備 製作・据付（横軸両吸込
渦巻ポンプ 口径 800mm、吐出量1.33m³/
s）N = 2台

- 2) 主原動機設備 製作・据付（防滴保護巻線形三相誘導電動機 出力 190 k W） N = 2 台
 - 3) 操作制御設備 製作・据付（屋内閉鎖自立形） N = 1 式
- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 5 月 31 日まで。
- (6) 使用する主要な資機材
- 1) 主ポンプ 2 台
 - 2) 主原動機 2 台
 - 3) 機側操作盤 2 面
- (7) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象

工事である。なお、電子契約システムにより
がたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
る。

(9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、入札時VE方式（総合評価落札方式）に係るものを

除く。

- (11) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
- (12) 総価契約単価合意方式の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式としては、

- (ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
- (イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じ

て得た各金額について合意する方式)があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

(13) 本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

(14) 本工事は、申請書及び資料の提出時に積算

に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる工事である。

- (15) 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- (16) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
- (17) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。
- (18) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
- (19) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休 2 日（土日）の取り組みについて協議する工事である。なお、完全週休 2

日（土日）が未達成の場合または完全週休2日（土日）の取り組みを希望しない場合においても、月単位の週休2日による施工を行わなければならない。

- (20) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (21) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165

号。以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、次のア、イ及びウの要件を満たす主ポンプ設備の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が

20%以上の場合のものに限る。) 。

製作と据付は同一工事でなくてもよい。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成22年度以降に、排水機場又は揚水機場機械設備の製作及び据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 。

製作と据付は同一工事でなくてもよい。

なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

ア 排水機場又は揚水機場のポンプ設備であること。

イ 主ポンプの形式が横軸渦巻であること。

ウ 1台当たりのポンプの吐出量が $0.67\text{m}^3/\text{s}$ 以上であること。

当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満

のものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

- (5) 本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。

現地での据付期間は、令和8年11月1日から令和9年5月31日までを予定する。

資料に記載する配置予定技術者は、当該専

任配置予定技術者とする。

工場製作期間に配置する技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する技術者と同一でなくてもよい。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とする者に限る。））の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員についても、上記の資格を有する主任技術者を配置すること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・建設業法第7条第2号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第7条第2号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。
 - ・1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士又は1級管工事施工管理技士の第1次又は第2次検定合格後、機械器具設置工事に関し3年以上の実務経験を有すること。
 - ・2級建築施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又は2級管工事施工管理技士の第1次又は第2次検定合格後、機械器具設置工事に関し5年以上の実務経験を有すること。
 - ・建設業法第7条第2号に規定する実務経験は機械器具設置工事に限り、実務経験証明書を提出すること。
- イ 平成22年度以降に、上記(4)本文に掲げる据付工事の経験を有する者であること。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成22年度以降に、排水機場又は揚水機場機械設備の据付工事の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

工場製作において配置する技術者については、上記(4)本文に掲げる製作工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 詳細設計に係わる技術者として、次の基準のいずれかを満たす者を配置するものとする。

なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

ア 機械器具設置工事にあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械部門」とするものに限る。））の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれかに該当する者であること（建設業法第7条第2号イに規定する学科は建築学、機械工学又は電気工学に関する学科とする。）。

イ R C C M（機械）の資格を有する者。

- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係

若しくは人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
- (13) 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

ア 入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、3(2)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。

イ 提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、0～64点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

(ア) 本工事の課題に対する提案

① 工事目的物の品質の確保に関する技術提案

② 工事の安全対策に関する技術提案

(イ) 賃上げの実施に関する評価

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒060 - 8506 北海道札幌市中

中央区北2条西19丁目 北海道開発局札幌開発
建設部契約業務課 吉田 実質 電話011 -
611 -0194 (ダイヤルイン) 内線2243

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 入
札説明書は、令和7年7月18日から令和7年
11月18日までの行政機関の休日に関する法律
(昭和63年法律第91号) 第1条に規定する行
政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時
00分(最終日は入札書受付締切予定時刻であ
る11時00分)まで、電子入札システムにより
交付する。ただし、紙入札により参加を希望
する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ
電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付
する。
- (3) 申請書、資料及び見積書の提出期間、場所
及び方法 令和7年7月18日9時00分から令
和7年9月2日11時00分までに、電子入札シ
ステムにより提出を行うこと。ただし、発注
者の承諾を得た場合は、令和7年7月18日9
時00分から令和7年9月2日11時00分までに、

上記4(1)の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 令和7年10月10日から令和7年11月18日まで（利付国債の提供の場合は令和7年10月31日まで）〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目 北海道開発局札幌開発建設部契約業務課入札スタッフ 電話011-611-0194（ダイヤルイン）持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提

出期間内必着。)により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切り
は、令和7年11月18日11時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令
和7年11月18日11時00分。提出先は、北海
道開発局札幌開発建設部契約業務課入札ス
タッフ。

ウ 郵送又は託送による入札の受領期限は、
令和7年11月18日11時00分。郵送又は託送
先は、北海道開発局札幌開発建設部契約業
務課入札スタッフ。

開札は、令和7年11月27日10時00分北海道
開発局札幌開発建設部入札室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日
本銀行札幌東代理店）。ただし、利付国債
の提供（取扱官庁 北海道開発局札幌開発

建設部) 又は銀行等の保証(取扱官庁 北海道開発局札幌開発建設部) をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北海道開発局札幌開発建設部) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 北海道開発局札幌開発建設部) をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約締結後のV E提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認めら

れる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (6) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (8) 手続における交渉の有無 無

- (9) 契約書作成の要否 要

- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (11) 工事説明会に代え、資料配付を行う。

- (12) 提出された見積書の妥当性を確認するため、ヒアリングを行う場合がある。
- (13) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (14) 技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格の確認の通知において、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

- (15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (16) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)によ

り申請書、資料及び見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け北海道開発局長公示）別記1に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記1に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局札幌開発建設部契約業務課（〒060－8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目 電話011－611－0194）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

- (17) 受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達

成率に応じて工事成績評定点から減点する。

- (18) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (19) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRAYAMA Daisuke, Director of Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: Kitamurakansen pumping station mechanical equipment production and installation work in Ishikari River repair incidental work
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for

the qualification by electronic bidding system: 11:00 a.m. 2 September 2025

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 11:00 a.m. 18 November 2025 (tenders brought with 11:00 a.m. 18 November 2025 or submitted by mail 11:00 a.m. 18 November 2025)

(6) Contact point for tender documentation: YOSHIDA Atsushi, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of Road, Park, Airport and Agriculture Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism North 2, West 19, Chuoku, Sapporo, Hokkaido 060-8506, Japan TEL 011-611-0194 ext.2243